

単品スライド対象資材一覧表

平成28年12月1日現在

対象品目	対象資材名	備考
燃料油	物価資料の「燃料油(石油製品)」のうち以下の3燃料油 (レギュラーガソリン・軽油・A重油)	
鋼材類	物価資料の「鉄鋼(鋼材)」、及び、これに類する資材 (H形鋼、棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭等) ※各エキストラを含む	
	物価資料に掲載がある鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(ロックボルト、高力ボルト等)	
	物価資料の「仮設材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(覆工板等)	
	物価資料の「道路用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(ガードレール、転落防止柵、鋼製蓋等)	
	物価資料の「上下水道用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(鋼管、ダクタイル鋳鉄管、継手材等)	
	物価資料の「橋梁・トンネル用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(PC鋼より線、鋼製支承等)	
	物価資料の「河川・港湾用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(鋼製防舷材、フトンかご等)	
	物価資料の「一般土木用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(落石防護柵、ライナープレート等)	
	物価資料の「土地改良用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(鋼製水門、ステンレス製水門、開閉(巻上)機等)	
	物価資料の「建築資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材	
	物価資料の「電気設備資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材	
	物価資料の「機械設備資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材	
	物価資料の「賃貸料金」のうち仮設鋼材賃貸料金(鋼矢板、H形鋼、鋼製覆工板、敷き鉄板、及びこれらの不足弁償金)	
	物価資料の「スクラップ」のうち鉄屑のスクラップ	
	その他、物価資料に掲載の無い分類の資材にあって、鋼材を主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材	
アスファルト類	物価資料の「道路用材」のうちアスファルトを主材料として構成されている資材、及び、これに類する資材(ストレートアスファルト、アスファルト乳剤、アスファルト混合物、改質アスファルト等)	
	物価資料の「防水材」のうちアスファルト系の防水材 (アスファルト防水材、改質アスファルト防水材)	
コンクリート類	生コン、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品	
その他	原材料を勘案し適用品目と対象資材を協議し決定する。	複数可
例		
土石類	例：捨石、栗石、碎石等	
ゴム類	例：タイヤ、ゴム製緩衝材	

※非鉄金属(アルミニウム・鉛・金・銀・銅・ニッケル等)は、価格変動の要因が鋼材とは異なるため、対象としない。

単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等

平成28年12月1日現在

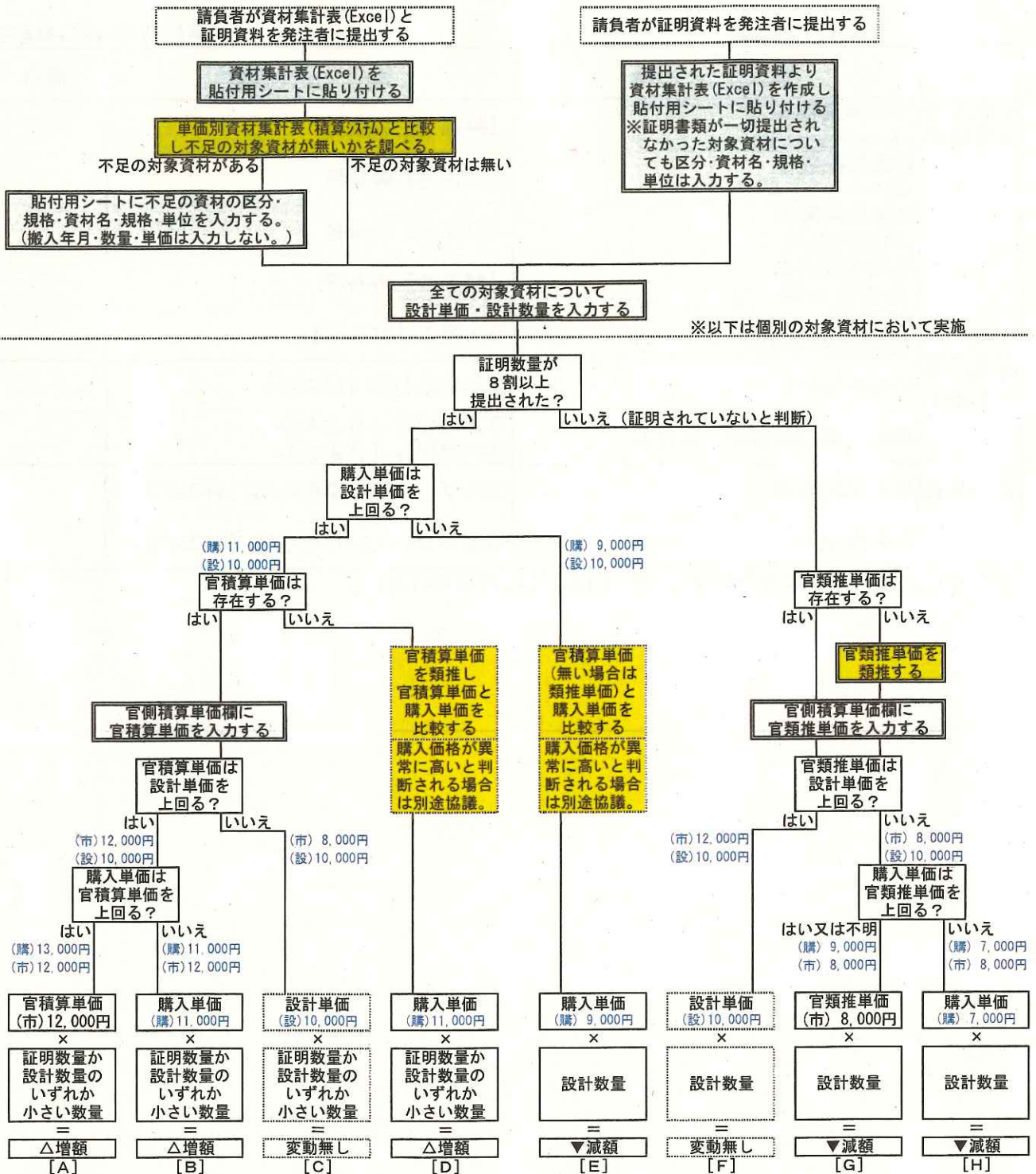
	名 称	種 別	備考
主木工事 市場単価	防護柵設置工 (ガードレール)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (落石防護柵)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (落石防止網)	【材工共】の各種	
	吹付砕工 (現場吹付砕工)	ラス張工【材工共】	
港湾工事 市場単価	係船柱取付工	架台現場製作【材工共】	
	車止・縁金物製作・取付工	車止め製作【材工共】 縁金物製作【材工共】	
施工単価	自由勾配側溝	鋼製グレーチング蓋各種【材工共】	
	落蓋側溝	鋼製グレーチング蓋各種【材工共】	

※ただし、建築工事の市場単価については、この限りではない。

減額の場合を含む単品スライド対象資材の変動額算定フロー図 (燃料油・スクラップ・アスファルト合材を除く)

【請負者発議の請求の場合】

【発注者発議の請求の場合】



※水色イベントはスライド額算定システムでの入力作業で、黄色イベントは手作業である。
なお、青文字は例示のための金額である。

※減額資材への対応のため、資材集計表に掲載のある全ての単品スライド対象資材について、請負者に証明資料の提出を求め、上記算定を実施する。(現運用では、請負者が証明した資材のみを対象としていたが、減額となる資材についても確認する必要性が生じたため。)
ただし、燃料油・スクラップ・アスファルト合材は、このフローによらない。(設計数量に官積算の市況単価を乗じて算出するため)

※証明数量が8割以上提出されなかった資料は、証明資料が提出されなかったものとして取り扱う。(同じ資材でも、購入単価が高かった時期のみを証明している可能性も排除できないため)
ただし、僅かでも証明された資材の購入単価が、もしも官積算額より安価な場合は、その購入単価は採用する。

※用語の定義等は以下の通りとする。

- ・証明数量とは、請負者が「搬入数量」「搬入月」「購入金額」の証明資料を提出した数量である。
- ・官積算単価とは、証明数量が8割以上提出された資材における、その搬入月の物価資料等掲載単価である。
- ・官類推単価とは、証明数量が8割以上提出されなかった資材における、発注者が想定する月の物価資料等掲載単価である。
- ・前項の官類推単価の発注者が想定する月とは、鋼構造物製作工事用鋼材は工期の始期から6ヶ月間、その他の資材については搬入が想定される月から6ヶ月前までの間で、最も安価となる月をいう。
- ・購入単価とは、証明数量が8割以上提出された資材における、実際に請負者が購入した単価を落札率で割り戻した単価である。
- ・設計単価とは、スライド額算定前の設計書において、発注者が積算に用いている単価である。